

「保護観察・社会復帰支援施策の充実」、
「社会内処遇における新たな措置の導入」
及び「施設内処遇と社会内処遇との連携の
在り方」（検討課題等）（4）

「保護観察・社会復帰支援施策の充実」, 「社会内処遇における新たな措置の導入」
及び「施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方」(検討課題等)(4)

第1 特別遵守事項の種類の追加

考えられる制度の概要

保護観察対象者の改善更生を促進するため、特別遵守事項の種類として以下の内容を追加する。

- 1 自助グループが実施するミーティング, 更生保護施設が実施するプログラムその他の民間支援団体等が実施する改善更生に資する援助(法務大臣が定める基準に適合するものに限る。)を受けること。
- 2 更生保護施設に宿泊すること, 当該施設から一定の時間帯は外出をしないこと。

【検討課題】

1 民間施設が実施するミーティングへの参加やプログラム等の受講

- 必要性及び相当性
- 追加する内容
 - ・ 民間支援団体等が実施する改善更生のための次のようなミーティングに参加すること等
(例)
 - ・ アルコール, ギャンブル, 薬物等への依存者に対するグループミーティング
 - ・ 万引きを繰り返す者に対するグループミーティング
 - ・ 非行から立ち直った経験を有する者を交えたグループミーティング
 - ・ 専門家が行う問題性の改善に資するカウンセリング等
 - ・ 更生保護施設が行うプログラム
- 対象者
 - ・ 新設する特別遵守事項の設定は, 保護観察対象者全般を対象とするか, 特定の保護観察対象者に限定するか。
- 法務大臣が定める基準の在り方
 - ・ 民間施設が行うミーティングやプログラム等について, 法務大臣が水準を確保するために定める基準はどうあるべきか(内容が明確かつ効果的であること, 履行状況の確認が可能であること等)。

2 更生保護施設への宿泊義務付け及び当該施設からの外出禁止

(1) 更生保護施設への宿泊義務付け

- 要件・基準
 - ・ 保護観察付全部猶予者について, 遵守事項違反があり, 再犯可能性が高く, 保護観察を継続するためには一定期間, 問題のある環境

から遮断しつつ濃密な処遇を行う必要があるとき。

- ・ 仮釈放者について、刑事施設から社会内への円滑な移行のために、段階的な処遇を行う必要があるとき。

○ 法整備の要否

- ・ 更生保護施設への宿泊の義務付けについて、現行の更生保護法第51条第2項第5号で設定可能か（更生保護施設で指導監督を行う体制が整備できれば同号で設定可能か。）。

(2) 宿泊を義務付けられた更生保護施設からの外出禁止

○ 要件・基準

- ・ 遵守事項違反があり、更生保護施設への宿泊が義務付けられた後、夜間に同施設の門限を守らず外出し、問題性のある者と接触するなどしているため、再犯のおそれが高まっているとき。

○ 法整備の要否，内容

- ・ 宿泊を義務付けられた施設からの外出禁止については、現行の更生保護法第51条第2項第1号で設定可能か。
- ・ 外出の許可主体や禁止すべき時間帯等を明示すべきか。

第2 犯罪被害者等の視点に立った処遇の充実等

考えられる施策・制度の概要

- 1 刑の執行の初期段階において、犯罪被害者等から心情等を聴取し、伝達すべきものについては加害者に伝達するとともに、聴取した心情等を踏まえた矯正処遇を行い、その処遇状況・結果を踏まえた仮釈放審理等を行うこととする。
- 2 保護観察における指導をより犯罪被害者等の視点に立ったものにする。

【検討課題】

1 刑の執行初期段階における犯罪被害者等の心情等伝達制度

- 趣旨
- 対象となる被害者等
 - ・ 必要性・相当性の観点からどのような要件とすべきか。
- 意見・心情等の聴取を担当する主体
- 聴取の手続
 - ・ どのような場合に聴取するものとすべきか。
 - ・ 聴取の方法・場所
- 聴取した意見・心情等の処遇への活用方法
 - ・ 矯正処遇へのいかし方（「被害者の視点を取り入れた教育」等）
 - ・ 仮釈放等審理へのいかし方
 - ・ 仮釈放等の後の保護観察へのいかし方
 - ・ 上記結果について聴取した被害者等への通知の可否や方法
- 損害賠償債務についての把握の在り方
- 現行法上の被害者等の意見等の聴取制度（更生保護法第38条）や心情等伝達制度（同法第65条）との関係

2 より犯罪被害者等の視点に立った指導

(1) 損害賠償を促すための措置

- 趣旨
- 特別遵守事項又は生活行動指針による義務付けの必要性及び相当性
- 法整備の可否

(2) 被害者の被害を理解してそれを踏まえて行動することを促すための指導

- 具体的内容
 - ・ 自ら犯した罪を振り返らせ、被害者の被害の現実を正しく理解させ、それを踏まえた行動を促すための働き掛けや処遇を行うこと
 - ・ 損害回復に向けた被害者の意向確認及び当該意向を踏まえた具体的な行動のための計画策定や当該計画を実行させるための指導を行うこと

- 対象者
- 特別遵守事項又は生活行動指針による義務付けの必要性及び相当性
- 法整備の要否
 - ・ 保護観察において犯罪被害者等の視点に立って処遇を行うことを明文化すべきか。

(3) 接触禁止等の特別遵守事項の拡大

- 拡大の必要性及び相当性
 - ・ 被害者への接触禁止や立入禁止について、現行法上設定することができる特別遵守事項よりも、拡大すべきものはあるか。
- 法整備の要否

第3 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進等

考えられる施策・制度の概要

1 【保護観察の仮解除】

- (1) 保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者について、一定の要件があるときは、保護観察を仮に解除することができるものとする。
- (2) 仮解除の要件・基準を具体的かつ明確なものとする。
- (3) 保護観察所の長は、保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、一定の要件があるときは、仮解除の処分を取り消さなければならないものとする。

2 【刑の執行猶予中の保護観察の解除】

刑の執行猶予中の保護観察について解除することができるものとする。

【検討課題】

1 仮解除の活用促進

- 趣旨
 - ・ 改善更生に向けた意欲を高めるため、仮解除の活用を促進すること
 - ・ 改善更生の意欲を損なわないようにするため、適時に仮解除を行うことを可能にすること
- 要件・基準の在り方
 - ・ 客観的かつ適正な判断を確保するため、具体的かつ明確な基準としてどのようなものとすべきか。
 - ・ 遵守事項及び生活行動指針の遵守が必要であることを明示すべきか。
- 仮解除の手續
 - ・ 判断主体の変更に伴って変更すべき点はあるか等

2 刑の執行猶予中の保護観察を解除できる制度の導入

- 必要性
 - ・ (仮解除に加えて) 解除の仕組みが必要となるような事案はあるか。
- 相当性
- 判断主体
- 解除の要件及び手續
- 解除の効果

【参照条文】

- 仮解除の手續及び基準等を定める規定

〔刑法（明治40年法律第45号）（抄）〕

（刑の全部の執行猶予中の保護観察）

第25条の2 前条第1項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第2項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、前条第2項ただし書及び第26条の2第2号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。

〔更生保護法（平成19年法律第88号）（抄）〕

（保護観察の仮解除）

第81条 刑法第25条の2第2項又は第27条の3第2項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分は、地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもってするものとする。

〔犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号）（抄）〕

（保護観察の仮解除の基準等）

第103条 法第81条第1項に規定する申出は、健全な生活態度を保持している保護観察付執行猶予者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときにするものとする。

第104条 法第81条第1項の決定は、前条の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

第4 外部通勤作業や外出・外泊の活用等

考えられる施策・制度の概要

刑事施設内から社会内に向けて円滑な移行を図り、社会復帰を促進するため

- ① 外部通勤作業や外出・外泊をより活用する。
- ② 刑事施設内における開放的処遇を拡大する。
- ③ 仮釈放後に段階的な処遇を実施する。

【検討課題】

1 ①外部通勤作業，外出・外泊の活用

- 外部通勤作業，外出・外泊をより活用するための方策
 - ・ 刑事施設と保護観察所との連携を強化すること
 - ・ 更生保護施設，自立準備ホームを活用すること
 - ・ 外部通勤作業としての就労環境を整備等すること
- 更生保護施設等が外部通勤作業，外出・外泊を受け入れた際の実施の取組
 - ・ 取組（処遇）等の具体的な内容をどのようなものとするか。
 - ・ 当該処遇等を更生保護事業に位置付けることが適当か。
- 法整備の要否

2 ②刑事施設内の開放的な処遇の拡大

- 趣旨・目的
- 具体的内容，その必要性及び相当性
 - ・ 職員の監督の下で行う刑事施設外処遇を拡大すること
 - ・ 開放度が異なる施設や居室区画を設けるなどし，受刑者の状況に応じて施設や居室区画を変更すること
- 対象とする受刑者，要件，決定手続
- 法整備の要否

3 ③仮釈放後の段階的な処遇の実施

- 趣旨・目的
- 更生保護施設への宿泊を伴う段階的な処遇の活用の可否
 - ・ 特別遵守事項として更生保護施設への宿泊を義務付けることができるようにした上で（「第1」参照），これを活用すべきか。
- 宿泊を伴う処遇後の指導の在り方
 - ・ 特別遵守事項として更生保護施設が行う処遇プログラム等の受講を義務付けることができるようにした上で（「第1」参照），これを活用すべきか。
- 法整備の要否

第5 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用の在り方等

考えられる施策・制度の概要

- 1 保護観察の処遇方針の策定等のため、少年鑑別所への通所による調査をより活用する。
- 2 保護観察の遵守事項違反があった場合に、執行猶予の取消しの申出をするか、新たな特別遵守事項を定めるなどして保護観察を継続するかを判断するため、少年鑑別所への収容を伴う集中的な調査を行う制度を設ける。

【検討課題】

1 少年鑑別所への通所による調査

- 趣旨
 - ・ 少年鑑別所において行われる調査を活用することにより、保護観察を行うために必要な情報を得て、処遇の充実を図ること
- 調査の時期
 - ・ 保護観察導入期におけるアセスメントとして調査を行う。
 - ・ 処遇方針等を策定するために調査を行う。
 - ・ 保護観察開始後、処遇の経過に応じて調査を行う。
- 調査の内容
- 対象者
 - ・ 若年者に限るか否か。
 - ・ 保護観察付全部猶予者を対象とした上で、保護観察付一部猶予者や仮釈放者等も対象とすべきか。
- 手続

2 少年鑑別所への収容を伴う集中的な調査

- 趣旨
 - ・ 執行猶予の取消しの申出をするか、新たな特別遵守事項を定めるなどして保護観察を継続するかを判断するため、収容して集中的な調査を行うこと
- 調査の内容
- 対象者
 - ・ 若年者に限るか否か。
 - ・ 保護観察付執行猶予者のほか、仮釈放者等についても対象とすべきか。
- 要件
 - ・ 遵守事項違反があり、執行猶予の取消し申出をするか否かの判断をするため必要があるとき。
- 期間
- 手続その他

- ・ 現行の留置制度（更生保護法第80条）と組み合わせた制度とすべきか，別の新たな制度を設けるべきか。

第6 更生保護事業の体系の見直し

考えられる施策・制度の概要

更生保護施設が行う専門的な処遇等を更生保護事業として明文で定める。

【検討課題】

1 趣旨等

- 趣旨
 - ・ 処遇水準を確保すること
 - ・ 更生保護施設による専門的な処遇等の実施を促進すること
- 内容
 - ・ 更生保護施設に入所させて行う専門的処遇及び更生保護施設への通所形式による処遇を更生保護事業として明確に位置付けるべきか。

2 参入要件・監督の在り方

- 事業として認める場合の要件
 - ・ 許認可にするか、届出又は登録とするか。
 - ・ 許認可とする場合の判断主体や届出とする場合の届出先をどうすべきか。
- 事業に対する監督の内容
 - ・ 現行法から変更する必要があるか。

3 その他

- 自立準備ホームの事業としての位置付け
 - ・ 更生保護事業として位置付ける必要性及び相当性はあるか。

【参照条文】

○ 更生保護事業の内容

〔更生保護事業法（平成7年法律第86号）（抄）〕

（定義）

第二条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

一～十 （略）

3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。

5 この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。

6 この法律において「更生保護法人」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

7 この法律において「更生保護施設」とは、被保護者の改善更生に必要な保護を行う施設のうち、被保護者を宿泊させることを目的とする建物及びそのための設備を有するものをいう。

（公益事業及び収益事業）

第六条 更生保護法人は、その営む更生保護事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を更生保護事業若しくは公益事業（犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生又は犯罪の予防に資するものとして法務省令で定めるものに限る。第四十二条第二号において同じ。）に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該更生保護法人の営む更生保護事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。